

一般社団法人日本小児整形外科学会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児整形外科学会（以下「日小整会」という。）に所属する、会員の制度等について定める。

(会員の種別と資格要件)

第2条 日小整会の会員は、定款第6条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した医師とする。
- (2) 準会員：この法人の目的に賛同する医師以外で、医療関係の国家資格又はそれと同等の資格を有する者とする。
- (3) 名誉会員：小児整形外科学の発展に特別な貢献をし、かつこの法人の運営に多大の寄与をした者で、理事会の推薦により、社員総会の承認を得た者とする。資格要件の細則は別途定める。
- (4) 功労会員：小児整形外科学の発展に貢献し、かつこの法人の運営に寄与をした者で、理事会の推薦により、社員総会の承認を得た者とする。資格要件の細則は別途定める。
- (5) 外国人会員：この法人の目的に賛同して入会した外国人の医師とする。
- (6) 賛助会員：この法人の事業を援助する個人または団体とする。

(入会手続き)

第3条 定款第7条の入会申し込みの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 正会員になろうとする者は、所要事項を記入した所定の入会申込書（様式1）を日小整会の事務局へ提出しなければならない。
- (2) 準会員、外国人会員、賛助会員になろうとする者は、評議員2名の推薦を受け、所要事項を記入した所定の入会申込書（様式2、3、4）を日小整会の事務局へ提出しなければならない。

(資格の取得)

第4条 各会員の資格の取得は、次のとおりとする。

- (1) 前条の入会手続きを経た正会員は、後日、事務局からの返書で同封された振込用紙で年会費を納入し、その振込が事務局で確認された日をもって入会年月日とする。
- (2) 前条の入会手続きを経た準会員、外国人会員、賛助会員は直近に開催される定例理

事会の決議により会員となる。ただし、理事会決議後に事務局からの返書で同封された振込用紙で年会費を納入し、その振込が事務局で確認された日をもって入会年月日とする。

(権利義務)

第5条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 正会員及び準会員、外国人会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の主催する学術集会に参加できる。
- (2) 法人の発行する学会誌に学術論文を投稿できる。
- (3) 法人の発行する学会誌の頒布（入会年月分以降）を無料で受けることができる。ただし、会費滞納の間はこれを停止する。
- (4) 別に定める会費を納めなければならない。
- (5) 社員総会の決議を順守しなければならない。
- (6) 住所、氏名、学会誌送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- (7) その他定款及び規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

3 名誉会員、功労会員には、第2項第4号を除いた規定を適用する。

4 賛助会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 当学会規則に定める会費を納めなければならない。
- (2) 理事会および社員総会の議決を遵守しなければならない。
- (3) 学術集会にオブザーバーとして出席できる。ただし発言権はない。
- (4) 学会誌の頒布を受けることができる。
- (5) 展示などの優先配置ができる。
- (6) ランチョンセミナーなど付帯セミナーの開催・協賛の優先申し込みができる。
- (7) 学会誌広告への優先申し込みができる。

(退会)

第6条 退会しようとする者は、所定の退会届（様式5）を日小整会の事務局へ提出しなければならない。

2 退会届が提出された日が属する年度の年会費を納入することを義務とし、その事業年度末をもって退会日とする。

(再入会)

第7条 会員の資格を消失した者が再度入会しようとするときは、第4条の規定の適用を受け、新規入会手続きを行わなければならない。

2 再入会時における退会期間中の会費については日本小児整形外科学会会費規程第5条

に従う。

(補則)

第8条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、平成30年2月9日から施行する。

名誉会員候補者推挙に関する細則

1. 名誉会員は、学会あり方委員会が選出した候補者を理事会が推挙し、さらに社員総会で承認されたのちにその称号が授与される。また、理事会が推挙した名誉会員候補者が社員総会で承認されなかった場合には、その候補者を功労会員候補とし、理事会で再審議をおこなう。
2. 名誉会員候補者は、原則としてその年の定時社員総会で定年を迎える評議員を対象とし、定年まで継続して年会費を支払っていることが必要である。
3. 名誉会員候補者として、例外的にすでに定年を迎えた会員（概ね過去2年間）を推挙することができる。
4. 名誉会員候補者に推挙する基準は、理事、学会長、各種委員会委員長のいずれかの経験者、または前記役職に就任されなかったものの本学会への貢献が特段に大きいと学会あり方委員会が判断したもの、とする。

功労会員候補者推挙に関する細則

1. 功労会員は、学会あり方委員会が選出した候補者を理事会が推挙し、さらに社員総会で承認されたのちにその称号が授与される。
2. 功労会員候補者は、原則としてその年の定時社員総会で定年を迎える評議員を対象とし、定年まで継続して年会費を支払っていることが必要である。

3. 功労会員候補者として、例外的にすでに定年を迎えた会員（概ね過去2年間）を推挙することができる。

4. 名誉会員候補者は、功労会員候補者としなない。

5. 功労会員候補者に推挙する基準は、以下の全ての項目を満たしているものとする。

① 評議員を永年にわたり務めたもの（少なくとも6期12年間就任し、その間に継続審議を2度経たもの）。

② 委員会の委員またはアドバイザーを務めたもの。

附則 上記2つの細則は、2019年11月21日から施行する。